

一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度

認定評価委員会規程

制 定 平成 29 年 7 月 3 日

(設置)

第 1 条 一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度の適正な運営及び維持を図るため、一般社団法人上田薬剤師会（以下「本会」という。）内に、一般社団法人上田薬剤師会 薬剤師生涯研修認定制度認定評価委員会（以下「認定評価委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 認定評価委員会は、認定薬剤師の申請に対する認定評価基準適合評価を行う。

(組織)

第 3 条 認定評価委員会の委員は、本会の理事のうちから 3 人以上 5 人以内及び外部から 3 人以上の有識者等をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。委員に欠員が生じたときは補欠の委員をこれに充てることができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第 5 条 各委員会の委員長は、本会の理事会において選任する。

2 各委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第 6 条 会議は、認定薬剤師の申請があった翌月または委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求

めることができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、本会の理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年7月3日から施行する。